

暖房器具調達 仕様書

1 調達内容

(1) 調達物件

東広島庁舎本館の各室の状況及び各所属の希望等を勘案し、適温に保つことが可能な暖房機器及び台数とする。

物品名	規格及び仕様等	台数	設置室数
業務用石油ストーブ（ファン付き） 大型	W507×D581×H724 相当 約 65 畳用 排気筒不要、置台付 タンク容量 約 19L	7 台	6 室 ※内訳は別紙のとおり。
業務用石油ストーブ（ファン付き） 中型	W516×D542×H671 相当 約 43 畳用 排気筒不要、置台付 タンク容量 約 18L	20 台	13 室 ※内訳は別紙のとおり。
石油ファンヒーター	W371×D299×H429 相当 約 12 畳用 排気筒不要、置台付 タンク容量 約 5L	19 台	9 室 ※内訳は別紙のとおり。

(2) 調達方法

借受けとする。

※ 1 か月ごとにその期間満了後の賃借料を請求するものとする。

2 賃貸借期間

令和 8 年 12 月 1 日（火）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 搬入場所

広島県東広島庁舎本館（1～5 階）の各執務室等（東広島市西条昭和町 13-10）

※エレベーターあり。別途指示する執務室等へ搬入すること。

4 納入条件

(1) 納入期限

契約締結日から令和 8 年 12 月 1 日（火）までの間

- ・ 上記期日までに、発注者の検査を受けていること。
- ・ 搬入日時について、あらかじめ発注者に提示し、承認を受けていること。

(2) 特記事項

ア 搬入、搬出に必要なすべての部材、作業等に必要な費用は、本調達に含まれるもので

あること。

イ 受注者は、本書に明示されていない事項で必要と認められる作業は、発注者に報告の上、受注者の責任において実施すること。

ウ 発注者が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。

エ 受注者は、搬入前に出荷検査を十分に行うこと。

オ 梱包資材については、受注者が適宜準備することとし、開梱の際に発生した梱包資材等は受注者が処分すること。

カ 梱包及び開梱は、エレベーターホールにて行うこと。

キ 搬入及び搬出時に、機器（搬入時のみ）及び建物に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において修繕等を行うこと。

(3) 監督及び検査

ア 本契約の適正な履行を確保するために必要と認められる場合は、発注担当職員を本調達物件の保管場所、その他必要な場所に派遣し監督を行うことができるものとする。

イ 受注者は、発注者の質問、検査及び資料の提出などの指示があったときは、これに応じなければならない。

以上

【仕様書添付書類】

- ◆別紙：設置場所及び台数一覧
東広島庁舎レイアウト